

**大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業  
業務委託（令和8年6月から令和10年5月契約分）  
(長期継続契約)**

**募 集 要 項**

**(公募型プロポーザル方式)**

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【担当部署・お問い合わせ先】

大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川区役所4階(41番窓口)

淀川区役所市民協働課(担当:山田、松田)

TEL 06-6308-9734 FAX 06-6885-0535

Eメール [tl0002@city.osaka.lg.jp](mailto:tl0002@city.osaka.lg.jp)

## 1 業務名称

大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託  
(令和8年6月から令和10年5月契約分) (長期継続契約)

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 業務目的

大阪市では、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組である「地域活動協議会」の形成を促進し、その自律的運営に向けた支援に取り組んでいる。

淀川区においても、18地域において形成された地域活動協議会の自律的な運営と、多様な団体間の協働を支援するため、本事業では、中間支援組織の機能を活用することで、地域の特性や実情に応じたきめ細かな支援を行い、住民が安心して暮らせる持続可能な地域コミュニティの実現をめざすこととする。

### (2) 業務内容

本事業の目的を達成するため、区役所が指定する区役所庁舎4階のスペース内に事務所(淀川区まちづくりセンター)を設置したうえで、以下の業務を行うこと。

- ・地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援
- ・多様な主体との連携・協働の促進ほか

※ 詳細は別添「仕様書」のとおり

### (3) 事業経費（契約上限額）

金46,102,000円(消費税及び地方消費税10%を含む)を上限(令和8~10年度の総額)、消費税等を含む。とする。各年度の内訳は次のとおり。

令和8年度 19,209,000円

令和9年度 23,051,000円

令和10年度 3,842,000円

### (4) 履行期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日

### (5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

### (6) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講ずることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (7) 委託料の支払い

各事業年度の業務を完了した際の検査に合格したときは、受注者は速やかに当該の業務委託料の支払いを請求することとし、請求に基づき支払うこととする。ただし、既履行部分に相応する委託料相当額については、協議により部分払いとすることができます。

### (8) 契約書案

別添「業務委託契約書（長期継続契約用）（案）」のとおり

### (9) 契約保証金

契約保証金　免除

保証人　否

(10) その他

本事業は、各委託対象年度に係る大阪市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、予算原案が可決・成立しない場合は、委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しないものとする。

3 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、「淀川区契約事務審査会」（以下「契約事務審査会」という。）においてその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、(2)(3)については、いずれか一方に該当する者とする。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、令和8年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあっては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 上記(1)から(7)の条件を満たす団体同士（ただし(2)(3)についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
  - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 代表者とならない団体にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
  - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・ 公募開始          | 令和8年1月15日（木）     |
| ・ 質問受付締切        | 令和8年1月23日（金）     |
| ・ 質問に対する回答の公表   | 令和8年1月27日（火）（予定） |
| ・ 参加申出関係書類の提出期限 | 令和8年2月4日（水）      |
| ・ 参加資格決定通知の発送   | 令和8年2月6日（金）（予定）  |
| ・ 企画提案書の提出期限    | 令和8年2月18日（水）     |

- ・ プレゼンテーション
  - ・ 選定結果通知
- 令和8年2月27日(予定)  
令和8年3月上旬(予定)

## 5 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年1月15日(木)から令和8年1月23日(金)までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受け付けない。

イ 提出方法 質問票【様式1】により、「7(2)提出先」へ提出すること。(ファックスでの送信、メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。)

ウ 回答 淀川区ホームページにおいて受け付けた質問に対する回答を掲載する。

<https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/index.html>

### (2) 参加申出受付及び参加指名通知

ア 受付期限 令和8年2月4日(水)

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く)

イ 提出書類(下記一覧のとおり)

名称	様式・取扱い等
①公募型プロポーザル参加申出書	【様式2】
②業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの(パンフレット等)。 様式自由
③登記事項証明書	現在事項証明書又は全部事項証明書(提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約
④申請内容確認書	【様式3】
⑤印鑑証明書	提出前3箇月以内に発行されたもの:写し不可
⑥使用印鑑届	【様式4】
⑦団体目的等についての誓約書	【様式5】
⑧税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可 税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。ただし、非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑨直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの:写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑩委任状	共同体での申請の場合のみ【様式6】
⑪協定書	共同体での申請の場合のみ

※共同体での参加の場合、②～⑨は各構成員分提出すること。

※令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記③～⑥、⑧、⑨を省略できるものとする。

※申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 「7(2)提出先」まで持参

オ 参加指名通知 令和8年2月6日（金）（予定）付で交付し電子メールにて通知する。指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付し電子メールにて通知する。

#### (4) 企画提案書の提出

ア 提案できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書は、A4版20枚（両面）までとし、様式は自由とする。ただし、【様式7】を別途表紙として添付すること。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目の順に具体的に記載すること。

##### ①事業の基本方針

- ・本事業の趣旨を十分に理解し、その内容を踏まえた提案とすること。
- ・事業実施にあたってのコンセプトやスケジュール、目標及び効果、アピールポイント等について記載すること。

##### ②事業の実施体制

- ・「淀川区まちづくりセンター」の運営体制について、従事者の役割、勤務ローテーション、業務の指揮命令系統及び各従事者の責任範囲等を明確に記載すること。

##### ③委託業務内容に対する具体的な方策等

- ・仕様書「4(2)①～⑩」「4(3)①～④」「4(4)④」の各項目の順に、支援等にかかる具体的な方策等について記載すること。

##### ④類似業務の実績

- ・類似業務の実績、本業務の遂行に必要なノウハウの有無及び提案事業者としての特性等を記載すること。

##### ⑤経費内訳書（提案見積と積算根拠）

- ・令和8年度分及び令和9年度分、令和10年度分にかかる経費が分かるように記載すること。

- ・人件費、物件費、その他必要な経費について、項目ごとに積算の妥当性が分かるよう積算内訳を詳細に記載すること。ただし、飲食費は委託料に含まない。

エ 受付期間 参加指名通知後から令和8年2月18日（水）

※受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除く）

オ 提出部数 正本1部、副本（マスキング有）7部（副本は【様式7】の省略可）  
正本及び副本のPDFデータファイル

※マスキング・・・申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）

カ 提出場所 「7(2)提出先」まで持参すること

正本及び副本のPDFデータファイルについては別途電子メールにて提出すること

キ その他 事業者が特定されないよう、表現に注意すること

## 6 選定に関する事項

### (1) 選定基準・配点

審査は、事業主旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、各項目に対する理解度・妥当性・的確性・実現可能性・能力の有無・独創性等の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する項目と配点（120点を満点とする）は次のとおりとする。

	項目	配点
①	事業の基本方針	10点
②	事業の実施体制	30点
③	委託業務内容に対する具体的な方策等 ・仕様書「4(2)①～⑩」 ・仕様書「4(3)①～④」 ・仕様書「4(4)④」	60点 (30点) (20点) (10点)
④	類似業務の実績	10点
⑤	経費内訳書（提案見積と積算根拠）	10点

### (2) 審査・選定方法

ア 審査・選定は、「淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）（学識経験者等外部委員により構成）において、審査を行う。

イ 選定委員は(1)選定基準・配点に沿って企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

#### ウ プrezentation

プレゼンテーションは令和8年2月27日（予定）に開催する。

プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。

プレゼンテーションの時間及び会場については、後日通知する。

（時間の指定はできないので、予め留意すること。）

※プレゼンテーション時の追加資料、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。

エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1)選定基準・配点」に示す「③委託業務内容に対する具体的な方策等」の得点が高い方を上位とする。

なお、選定委員による平均評価点が70点に満たない場合は、評価点の合計点数が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その通知内容について疑義があるときは、書

面を「7(2)提出先」に提出することにより、通知内容についての説明を求めることができます。

## 7 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。  
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。(淀川区役所が補正等を求める場合を除く。)
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号 淀川区役所4階(41番窓口)  
淀川区役所市民協働課(担当:山田、松田)  
電話:06-6308-9734 ファックス:06-6885-0535  
メール:[t10002@city.osaka.lg.jp](mailto:t10002@city.osaka.lg.jp)